平成２１年（フ）第２１２２号
名古屋市西区那古野２丁目26番18号　市営那古野荘405号
債務者　友田　和代
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５１号
名古屋市中村区熊野町１丁目69番地　黄金荘２号
債務者　笹井　武志
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１２２号
大阪市住吉区苅田１丁目５番23号ハイム奥野103号、前住所堺市美原区平尾1882番地２
債務者　高瀬　由美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２２１５号
札幌市清田区里塚緑ケ丘１丁目17番６号
債務者　大沢佳奈子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３１号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番３―306号
債務者　山口　絵美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２７６号
札幌市西区西町北19丁目２番21号
債務者　宗前　真一
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８１号
札幌市手稲区富丘２条４丁目２番25―405号
債務者　寺林　通子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６１号
札幌市清田区清田８条３丁目25番13号　ピュアコートヒルⅠ―103号
債務者　森本農夫雄
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３６８号
札幌市東区中沼西４条２丁目３番22号　コーポビスト103号
債務者　木戸　龍二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４３６号
札幌市北区新川６条15丁目６番８―306号
債務者　牧野　春子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５２０号
札幌市西区発寒２条５丁目５番15―208号
債務者　佐々木陽子（旧姓森脇）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５４号
札幌市白石区菊水７条３丁目５番６号　コートラヴィアンローズ３号
債務者　林　　修二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５５号
札幌市白石区菊水７条３丁目５番６号　コートラヴィアンローズ３号
債務者　林　　里佳（旧姓坂東・原田）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５５６号
札幌市白石区菊水７条３丁目５番６号　コートラヴィアンローズ３号
債務者　坂東眞規子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０４号
札幌市中央区南23条西15丁目１番21―722号
債務者　橋本　克哉
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６０号
札幌市豊平区豊平５条８丁目３番13号　カンパーナ58―101号
債務者　石澤　郁美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７３号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番26号
債務者　中村　光紀
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６７４号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番26号
債務者　中村　美樹
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部